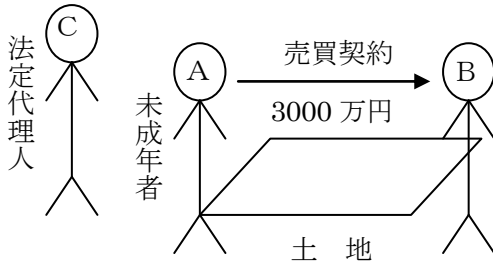


制限行為能力者

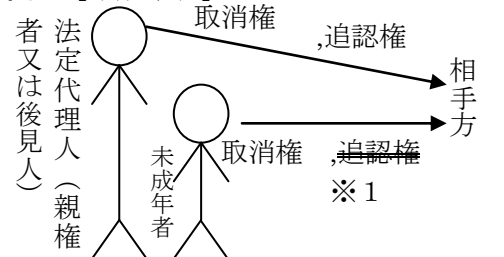
NO. 1 原則⇒未成年者が、法律行為(契約等)を行うには法定代理人(親権者又は後見人)の同意を得なければならない。同意がない場合には、取り消すことができる。取り消せば無効。取り消さなければ有効のまま。



- ① AはCの同意を得ないで自己の土地をBに3000万円で売却
 - ② A又はCは、取り消すことができる。取り消されるとAは3000万円をBに返し、Bは土地をAに返す。
- ※Cが追認すると、売買契約は取り消せなくなる。追認=取消権消滅

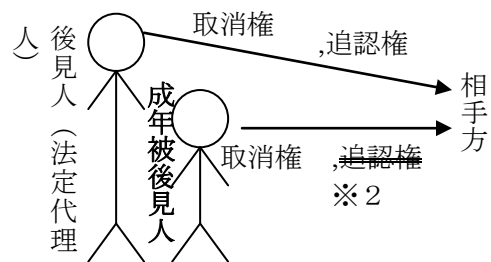
NO. 2

図1【未成年者】



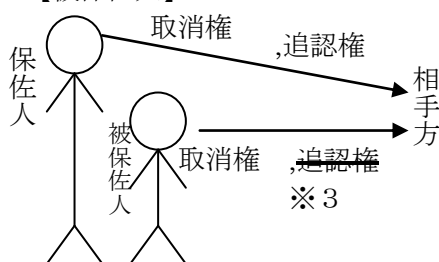
※1 未成年者は、単独で追認できない。但し、法定代理人の**同意を得れば追認**できる

図2【成年被後見人】



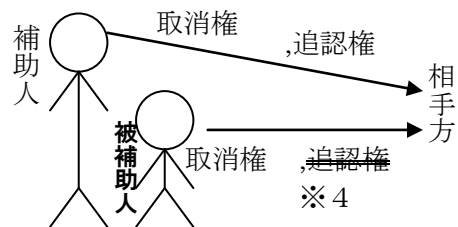
※2 成年被後見人は、全く追認できない。例え後見人の同意を得ても**追認できない**。

図3【被保佐人】



※3 被保佐人は単独で追認できない。但し、保佐人の**同意を得れば追認**できる。

図4【被補助人】



※4 被補助人は、単独で追認できない。但し補助人の**同意を得れば追認**できる。

(注1) 補助開始の審判を受けた者を被補助人という。被補助人には補助人が付く。

(注2) 被補助人は、補助人の同意が必要な法律行為について、同意を得ないで契約を締結したときは、当該被補助人の法律行為を取り消すことができる。

NO. 3

取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。ただし、制限行為能力者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。
コメント⇒浪費した場合には、その分を返還する必要はないが、**生活費に使った分は返還しなければならない**。代金1000万円のうち、海外旅行に100万円使い、生活費に200万円使った場合には、900万円返還しなければならない。